

2025年6月25日

立憲民主党 御中

図書館友の会全国連絡会
代表 阿曾千代子

「公立図書館の振興・発展に関する政策」についての公開質問状

私たち「図書館友の会全国連絡会」は、全国各地で公立図書館の振興・発展のために活動を行っております。毎年、関連各大臣へ要望書(当会ホームページ掲載)を提出するとともに、関連各委員会議員のもとへ伺いしお力添えをお願いしております。

皆様には日頃より、私たちの活動に深いご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

ご承知のように、日本の公立図書館は先進諸国に比べ質、量ともに未だ低いレベルであるにもかかわらず、最近では、資料費や人員の削減ばかりか、指定管理者制度を評価・指導すべき自治体職員の不在による公共サービスの劣化、さらにPFI活用による公共複合施設に入る公立図書館では、指定管理者運営の長期固定化が生じるなど、多くの問題に直面しています。

また、公立図書館がタッグをくんで地方創生に取り組むべき街の書店の消滅がつづき、無書店自治体は27.9%に上っています。国も経済産業省を中心に、抜本的対策に取り組んでいる状況です。¹⁾

新しい活力のある社会を築くためには、迂遠であるように見えても、知力、文化力、技術力といった基礎的な力を身につけ、自らで考え、判断する力を持つ人間が育つ環境を整備することが重要です。そのような力が民主主義社会を支え、わが国の繁栄につながるものと考えます。

2023年6月、活字文化議員連盟は「公共図書館改革に関する決議」(2023)²⁾を採択し、図書館司書の抜本的な処遇改革の促進等を求めました。その結果、文部科学省で有識者会議が開かれるなど一定の成果をみられていることに感謝しております。また2025年6月には、「街の書店さんを元気にして日本の文化を守る議員連盟」の提言を受けて、経済産業省、文部科学省、文化庁、国土交通省はじめ7関係機関が共同で「書店活性化プラン」³⁾を策定しました。

私たちはこれらの決議やプランのさらなる具現化に向け、皆様と一緒に活動していきたいと願っております。つきましては今回の参議院議員選挙に当たり、以下の項目について貴党のお考えをお聞かせ下さい。(マニュアルがあれば、その内容をお知らせ下さい。)

ご多忙のところ大変恐縮ですが、7月5日までに、下記連絡先までメールにてご回答下さいますよう、お願い申し上げます。

なお、ご回答は当会ホームページ等で公開させていただきますことをご了承下さい。

何かご不明なことがございましたら、どうぞご遠慮なく連絡担当迄お問い合わせ下さいますよう、重ねてお願い申し上げます。

【連絡先】 図書館友の会全国連絡会
事務局長 船橋佳子

(住所等省略) ※個人情報保護の観点より事務局の連絡先はホームページでは非公開とさせていただきます。お問い合わせは図友連 HP <https://totomoren.net> メールフォームよりお願いいたします。

【参考】

「図書館友の会全国連絡会」HP <https://totomoren.net>

注1) 出版文化産業振興財団(JPIC)、『BOOK MEETS NEXT2024』の企画内容を発表:無書店自治体の状況(2024年8月末時点)も公開 カレントアウェアネスR 2024年09月19日

<https://current.ndl.go.jp/car/225645>

注2) 公共図書館改革に関する決議 活字文化議員連盟 2023年6月15日

<https://www.mojikatsujii.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/06/a1a46f185b9e4556cb90152cb9de42c1.pdf>

注3) 書店活性化プラン 令和7年6月10日

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/PDF/syotenplan.pdf

1. 公立図書館の振興・発展に関する政策、施策等について、お考えをお聞かせください。

立憲民主党は、公立図書館の振興・発展が地域の活性化にもつながるものであり、全国の公共図書館を充実させるべきであると考えています。

多様な書籍を収集し、利用者が検索しやすい仕組みにすることで、住民にとって使用しやすく存在価値のある図書館にもつながります。立憲民主党は、図書館司書等の職員については、公共図書館の振興・発展のために期待される役割を担えるよう、非正規雇用職員の正規化による雇用の安定や、各図書館等への配置を促進すべきと考えています。

また、自治体に対し、地方交付税を図書購入に使用するよう促すなど、公共図書館の充実を図るよう働きかけていきます。

2. 政策の中で特に「公立図書館の管理運営」について、図書館民営化(指定管理)の是非と、その理由についてお考えをお聞かせください。

図書館における指定管理者制度の導入は、専門的業務の存在、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、図書館にはなじまないと考えます。図書館員の仕事は、専門性と経験の蓄積が試される仕事ですが、指定管理の契約は概ね3～5年指定期間が短いため、短時間の非正規雇用が中心となり、専門人材の育成も期待できません。2008年の社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、「指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと」とされています。

また、2011年1月、片山総務大臣(当時)は図書館の指定管理者制度導入に対し、「指定管理になじまない」との懸念を表明しています。指定管理者制度の導入については、自治体の判断によるものですが、行政サービスの質を向上させ、住民の満足度を高めるため、指定管理者制度の導入による弊害や課題、運用の効果等を検証しながら対応すべきと考えています。

3. 活字文化議員連盟の「公共図書館改革に関する決議」(2023)の下記5項目についてのお考えをお聞かせください。

(制度の検証と将来像の検討)

- (1)公共図書館における市民サービスの向上に資するため、会計年度任用職員制度、指定管理者制度の運用の効果と課題を検証するとともに、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の見直しなど、公共図書館の将来を考える「公共図書館のあり方に関する協力者会議」を設置すること。(文部科学省、「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」を2024年10月設置...付記)

立憲民主党としても賛同し、その実現に向けて努力してまいります。

(図書館職員の待遇改善)

- (2) 図書館職員の非正規雇用率を大幅に改善するなど、雇用の安定にとりくみ、同一労働・同一賃金の実現に努め、国・自治体の責務で司書研修等への参加を促すこと。

立憲民主党としても賛同し、その実現に向けて努力してまいります。

図書館職員の正規雇用化を進め、社会的地位を確立し、期待される役割を担える体制づくりを推進したいと考えています。

自治体で働く非正規職員(会計年度任用職員など)の処遇改善などに取り組みます。短時間勤務職員にも常勤職員と同様の手当支給が可能となるよう法改正を行います。

不安定雇用の解消と行政サービスを支える人材の安定的確保を図るため、会計年度任用職員をはじめとする臨時・非常勤職員についても採用上限回数を撤廃します。さらに、雇用の安定を図るため、将来的には、フルタイム職員は任期の定めのない常勤職員への移行を目指すとともに、パートタイム職員は給与や労働条件等について常勤職員と均等とする新たな短時間公務員制度の実現を目指します。

(誰も取り残さない読書環境を整える)

(3) 司書養成課程で読書バリアフリーに関する講義の機会を増やし、障害者サービスのエキスパートを育て、その知識と技術のノウハウを蓄積し、継承すること。

立憲民主党としても賛同し、その実現に向けて努力してまいります。

(4) 全国の公共図書館に読書バリアフリー法が求めるアクセシブルな書籍の紹介コーナーを設置し、子どもたちが日常的に、多様な読書媒体と出合える機会を整えること。

立憲民主党としても賛同し、その実現に向けて努力してまいります。

(公共図書館の図書購入は地域の書店から)

(5) 公共図書館は、地域書店からの図書購入を優先し、装備作業は地域の福祉施設と連携して障害者の雇用拡大など循環型地域経済の施策を進めること。

立憲民主党としても賛同し、その実現に向けて努力してまいります。

4. 経済産業省等の「書店活性化プラン」(2025)について、お考えをお聞かせください。

街中にある書店は、多様な作品に触れることができる地域の重要な文化拠点であることから、財政的な支援の充実が必要であると考えます。